

予算常任委員会会議記録（概要）

令和 8 年 9 月 7 日（月）

開 会（午後 1 時 1 0 分）

【議 事】

○議案第 8 6 号「令和 8 年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画
整理特別会計補正予算（第 1 号）」

（街づくり計画部）

【補足説明】な し

【質 疑】

長谷川礼奈委
員

先日の石本議員の議案質疑の続きですが、清算金を支払う地権者が約
690 人で、受け取る地権者が約 920 人ということでしたけど、徴収総額と
交付総額はいくらを見込んでいるのですか。加えて、分割納付や滞納が発
生した場合も含めて清算金事務をいつまでに完了させる計画なのか伺い
ます。

宮崎狭山ヶ丘
区画整理事務
所長

清算金の額につきましては事業完了時の総合点数と単価で決まります
ことから想定している数字が今ございません。
清算事務の期間でございますけども、令和 15 年度に換地処分を行うと
きに清算金の通知をさせていただきます。清算金を徴収される方々が分納
を申し出た場合につきましては、金額によりますけども 5 年までの間で分

	納が可能となっています。
長谷川礼奈委員	現在の地権者数は1,280人との答弁でした。 一方で、清算金については支払う地権者が約690人で、受け取る地権者が約920人いて、単純に合計すると約1,610人なります。現在の地権者数の1,280人と一致しないのですが、この約330人の差はなぜ生じるのですか。 清算金の徴収交付人数をどのような単位、考え方で算定しているのか伺います。
宮崎狭山ヶ丘区画整理事務所長	権利者数につきましては1,280人でございますけども、徴収と交付につきましては、1画地ずつの単位で徴収と清算の数が決まっていることから徴収と交付をした数が権利者数にならないものでございます。
花岡健太委員	先日の石本議員の議案質疑で、換地処分清算基準につきましては令和15年度に実施する予定であると答弁していたと思います。平成6年9月定例会において、当時の都市整備部長が、「換地設計においては、従前の単価をよく見ております。しかし、皆さんからの御要望がありましたので、更に軽減に向けて検討しているところでございます。」と清算金の負担の軽減を示唆するような発言をしています。 このことに関しまして、どのように受け止めているのでしょうか。また、

	清算金の軽減に関しましては換地計画の策定のときに確定するのでしょうか。
宮崎狭山ヶ丘 区画整理事務 所長	平成6年の部長の答弁につきましては、増進部分の清算ということで考えていますので、そのように清算金の徴収のことは捉えております。 清算件数と清算金は、平成2年の換地設計のときから最終的な換地処分 のときに換地計画として設計の内容も当時から組み込まれますので、そこでしっかりした計算のもと、金額を出すものでございます。
花岡健太委員	そうすると換地計画の策定の際に、土地の所有者等とどのように意見聴取や話し合いをしていこうと考えているのでしょうか。
宮崎狭山ヶ丘 区画整理事務 所長	最終的な換地処分に至るまでに、令和12年から出来形測量というものもございまして、出来形測量につきましては全地権者の宅地に入りますことからそこで様々な話を伺い、御意見を承ろうと思っております。 そうしたところから、様々な御意見なども踏まえまして、換地計画の策定が考えられると思います。
花岡健太委員	先ほど換地及び清算金の事務は令和15年度に実施する予定と答弁していたと思いますが、その計画が策定できた後に、1年間でこの1,280人の清算をされるということですね。

	1年間で1日に何人くらい清算すれば目標を達成できるのでしょうか。
宮崎狭山ヶ丘 区画整理事務 所長	令和12年から出来形測量に入るときから地権者の方々と接触することを想定しております。 その後、換地計画の策定のときに、権利者の方々と縦覧を行います。 その後に換地処分ということでございますので、換地処分につきまして は行政処分ということにはなりますけども、通知を申し上げるものでございます。
花岡健太委員	先ほどの換地計画の策定と同時に、その地権者と縦覧していくという答 弁だと思いますが、その3年間でそのやり取りが終わるということでは うか。
宮崎狭山ヶ丘 区画整理事務 所長	そのとおりです。
福原浩昭委員	先週の質疑でも様々な話が出ていたわけですが、その中で元々は令和 10年度までに完成するということでしたけども、それが令和15年度に伸 びたわけです。その見通しが外れた原因というのは、その令和10年度 の補正の段階ではなぜできなかったのか確認させてください。

宮崎狭山ヶ丘
区画整理事務
所長

令和3年当時、計画を皆様に御説明したときに、物件補償で2年くらいで完了するという話でございましたけれども、その後、コロナ禍の影響もございまして、令和6年度までかかってしまったということがありますことから、大幅に伸びていることが考えられます。

福原浩昭委員

新型コロナウイルスの影響ということで様々な事務手続きが伸びてしまったということですが、それで今回は予算の補正になっています。正式な事業計画との整合性はどうなっていくのでしょうか。

つまり、今ホームページで公開されている第9回の実業計画変更があります。この段階では、事業期間は令和11年3月31日までで、総事業費は153億9,300万円となっています。一方、今回の補正では、継続費を令和15年度まで延長するわけですから、総額を176億24万9,000円とすると
なっているわけですね。

だから予算上は先に期間と金額を変更する一方で、公表されている正式な事業計画は本来のままになっています。

この整合性はいつ新しいものに反映されるのでしょうか。

宮崎狭山ヶ丘
区画整理事務
所長

今回、継続費の補正をお願いしておりますことから、ここでお認めいただきましたら、事業計画のほうを変更するということでございます。

福原浩昭委員

この約 22.9 億円の増額を最終的には誰が負担することになるのでしょうか。

その点がよく分からなくて、例えば、国とか県とかの支出金や地方債、一般会計の繰入金、事業収入等はどういう割合で充てる予定でしょうか。

市費による自主的なその追加費用というのはどれくらい見込んでいるのでしょうか。

宮崎狭山ヶ丘
区画整理事務
所長

今回の増額分につきましては、市費からで考えております。

福原浩昭委員

令和 15 年度で終わるということですが、全てが終わるという意味なの
でしょうか。道路工事、換地計画、処分、登記等の手続きがたくさんある
と思いますが、令和 15 年度までに全部終わるということによろしいので
しょうか。

宮崎狭山ヶ丘
区画整理事務
所長

令和 6 年度に大型権利者の物件移転の契約が整いまして、物件移転の内
容から工事を進めさせていただいております。その後、測量と換地計画な
どございますけども、今までの長い期間の経緯がございますので、今後も
丁寧な説明を行いながら、令和 15 年度までで完了するという事で精査

したものでございます。

【質疑終結】

【意 見】

花岡健太委員

議案第 86 号「令和 8 年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地地区画整理特別会計補正予算（第 1 号）」について日本共産党所沢市議団を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。

狭山ヶ丘土地地区画整理事業に関しましては、令和 2 年 10 月定例会で当時の平井明美議員も確認しておりますが、平成 6 年 9 月定例会において当時の都市整備部長が、「換地設計においては、従前の単価をよく見ております。しかし、皆さんからの御要望がありましたので、更に軽減に向けて検討しているところでございます。」と答弁しております。

今から 32 年前ですけれども、換地処分清算金事務に関しましては市民の負担の軽減をお願いしたいと意見を申しあげ、賛成といたします。

福原浩昭委員

議案第 86 号「令和 8 年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地地区画整理特別会計補正予算（第 1 号）」について公明党を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。

狭山ヶ丘土地地区画整理事業は、長年にわたり地域の都市基盤整備を進めてきた重要な事業であり、残された工事や換地処分等を確実に完了させる必要があります。そのため、令和 15 年度まで事業期間を延長し、必要な

事業費を確保する今回の補正については、事業を停滞させず完遂する観点から理解するものです。

一方で、これまで令和 10 年度完成を目指してきた中、今回さらに 5 年間延長することとなった以上、過去の完成見通しがなぜ外れたのか、その検証は不可欠です。

また、継続費総額を約 22 億 8,700 万円増額することから、財源構成や一般財源、地方債償還を含めた将来負担についても、丁寧な管理と説明を求めます。

長年御協力いただいた地権者、地域住民の立場に立ち、今回の延長を単なる先送りとせず、令和 15 年度を確かな完了時期とする工程管理を徹底し、安全で良好な市街地環境を一日も早く実現することを強く求め、賛成といたします。

【意見終結】

【採 決】

松本明信委員
長

議案第 86 号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後 1 時 2 7 分）

（説明員交代）

再 開（午後 1 時 2 8 分）

【議 事】

○議案第 87 号「令和 8 年度所沢市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」

（健康推進部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

松本明信委員
長

議案第 87 号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第 89 号「令和 8 年度所沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

（健康推進部）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

松本明信委員
長

議案第 89 号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後 1 時 31 分）

（説明員交代）

再 開（午後 1 時 32 分）

【議 事】

○議案第 88 号「令和 8 年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」

（福祉部）

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡健太委員

歳出予算説明書 11 ページ、33 介護保険システム使用料追加について、議案資料ナンバー 1 では、48 ページについて伺います。

自治体のガバメントクラウド上で稼働している介護保険システムに事業者が接続し、宛名・資格管理、賦課・収納管理、給付・受給者管理及び認定管理などにより情報を入手できるというものと認識しているのですが、現状の自治体の窓口や郵送における必要書類の申請と、事業者が直接このシステムに接続して情報を入手する場合の手順の説明、その違いとシステムの使用時に自治体による審査や承認が必要なのかについて伺います。

肥沼介護保険
課主幹

まず、現状は紙で行っているところを、介護情報基盤上で利用者、自治体、介護事業所、医療機関の間で、介護に必要な情報を電子で共有するための全国的な仕組みとなっております。紙のときには審査等を行います、こちらは電子上で行うものですので特に審査はございません。

花岡健太委員

取り扱える情報に関しては、要配慮個人情報及び特定個人情報なのでし

	ようか。
肥沼介護保険課主幹	特定個人情報に当たります。
花岡健太委員	特定個人情報とおっしゃったのでマイナンバーが紐づいた個人情報と いうことですが、事業者が参照したこの特定個人情報の取り扱いについ て、介護の職員、事業者それぞれの情報の取り扱いや不正使用の防止など はシステム上担保されているのか。 自治体は、そういったシステムに対するアクセスに関してどこまで正確 に把握できるのでしょうか。
肥沼介護保険課主幹	セキュリティーの面に関しましては、インターネット接続の形になりま すので、利用端末を特定するクライアント証明書の導入とワンタイムパス ワード認証などセキュリティー対策はしっかり行っていく予定になって おります。
花岡健太委員	システムへのアクセスに関してはどこまで把握できるのか、分かればお 示しいただきたい。また、自己情報のコントロールという観点から、シス テムを事業者が利用する際に、被保険者に対して承認が必要なのかという こと。加えて、情報を照会する際に、都度被保険者への確認が必要なのか

	についてお示してください。
肥沼介護保険 課主幹	マイナンバーカードが基本的には必要になるのですが、マイナンバーカードをお持ちでない方につきましては、介護の基本4情報があれば、情報としては入手できることになっております。
花岡健太委員	今の質問の趣旨としては、そういった被保険者の方がこのシステムを使って、自分の個人情報を事業者が参照していることに関して、どこまで認識ができるのかということと、事業者はその確認を都度するのかということです。また、そのシステムに対するアクセスログなどは事業者が確認できるのでしょうか。
肥沼介護保険 課主幹	アクセスログは、事業所の方で確認できると認識しております。また、事業者が毎回確認をするということはありません。事前に、例えば介護認定の申請の際などに、包括同意という形で御本人様の同意を得ていることとなりますので、それをもって事業者のほうは見ることはできるということになっております。
花岡健太委員	それは、窓口で情報をもらうときも同じルールなのでしょうか。
肥沼介護保険	窓口のときも同様でございます。

課主幹

花岡健太委員

被保険者のマイナンバーの提供というのは任意のものなののでしょうか。

肥 沼 介 護 保 険

任意でございます。

課主幹

福原浩昭委員

今、セキュリティーの関係で質疑がありましたが、そもそも今回のシステムというのは、国が定める標準仕様や情報セキュリティー上の基準に沿って構築・運用されていると私は認識しているのですが、市として何か対策を講じる必要があるのでしょうか。それから、今回の改修によって新たにセキュリティー上の重大なリスクが生じると認識している事業があるのかどうかについてお示してください。

肥 沼 介 護 保 険

取扱いについては事業者にも徹底していただくよう市のほうから周知してまいりたいと考えております。

課主幹

福原浩昭委員

セキュリティーというのは、事故が絶対に起きないかということではなくて、アクセス管理や通信、データの保護、ログの管理などといったものについて、市と事業者との責任境界が適切に設定されているかどうかということが重要だと思うが、市の認識があれば見解をお示してください。

肥沼介護保険
課主幹

繰り返してなってしまいますが、市としてもしっかりとセキュリティー
に関して周知を行ってまいりたいと思います。

長岡恵子委員

今回の介護保険システム改修事業（介護 DX 対応等）、事業費総額 3,610
万円ですが、行政手続きのデジタル化や国との連携システム構築は不可欠
な投資と考えますが、これによって介護サービスを利用する市民や日々の
運営を担う市内の事業者の皆様にとって、具体的にどのような利便性の向
上がもたらされるでしょうか。例えば、要介護認定申請のオンライン化の
更なる推進やケアプラン連携の効率化による介護現場の事務負担軽減な
ど、現場に直結する、人に優しい DX として、具体的な効果について伺
います。

肥沼介護保険
課主幹

今回の改修事業は、自治体、医療機関、介護事業所が今まで紙やファッ
クス、電話でやり取りを行っていた介護に関する情報、例えば、委員のお
っしゃっていた被保険者証情報や要介護認定申請の進捗状況、ケアプラン
情報等を一つにしてデータ連携で確認できるように整備するものでござ
いますので、紙でのやり取りでは時間がかかってしまう事務の削減に繋が
ります。

福原浩昭委員

この 3,610 万円の内訳について、この金額というのは、国から示された

	標準的な経費なのか、それとも市独自の見積もりによるものなのかお示しください。
肥沼介護保険課主幹	国の標準的な金額であると認識しております。 他の自治体も同様のベンダーを使っているところには、金額の確認をして適切な価格であると認識しております。
矢作いづみ委員	議案資料ナンバー1にも、「他の自治体においても、必要に応じたシステム改修が見込まれる。」とありますけれども、どのくらいの自治体がこのシステムに加入する予定があるのでしょうか。また、民間はどうか、導入状況をお伺いします。
肥沼介護保険課主幹	令和10年4月までに全国的に介護情報基盤の整備をしなければならないので、どこかがやらないなどといったことはございません。 また、事業者のほうはケアプランデータ連携システムというものがございまして、そのシステムは現状では3割程度になっておりますが、こちらでも介護情報基盤の整備に向け、整備が進められていく予定でございます。
矢作いづみ委員	令和10年4月までにという御答弁がありましたけれども、民間もそこに合わせて目指していくということですか。

肥沼介護保険 課主幹	委員のおっしゃるとおり、令和10年4月に向けて準備を進めていきますが、既に助成金なども使って整備を進めている事業所もございます。
福原浩昭委員	歳出予算説明書12ページの31保険給付費準備基金積立、4億8,003万円ですが、この基金は今後の介護給付費などに備えるためのお金だと思いますが、今回の4億8,003万円を積み立てることになった理由と、この金額の算出根拠をお示してください。
肥沼介護保険 課主幹	こちらは前年度の繰越金に対して、過年度分の補助金の追加交付、補助金等の返還金に加えて、一般会計の繰出金等を差し引きした額を剰余金として4億8,003万円積み立てるものでございます。
福原浩昭委員	今回積み立てた後の基金の残高がいくらになるのか。また、今年度中にその基金を取り崩す予定があれば、年度末にはどれくらいの残高になるのかお示してください。
肥沼介護保険 課主幹	今年度の取り崩しの予定としましては8億円ございます。それに対して、基金の積立金は、今回お示しさせていただきました4億8,003万円と前年度の基金残高が20億円程度でございましたので、差し引きしますと年度末では約16.8億円程度の基金残高となる予定でございます。

長岡恵子委員

今回の補正予算で歳入に前年度繰越金として 9 億 916 万 9,000 円が計上され、剰余金の中から 4 億 8,003 万円が保険給付費準備基金に積み立てられますが、これほど多額の剰余金が発生したということは、当初の給付予測に対して、高齢者の介護サービス利用実績が下回ったことを意味すると思います。この要因について、単に高齢者が健康だったためという平時の分析だけではなく、介護人材不足によりサービスを希望しても十分に受けられないという潜在的な利用控え、供給制限が生じている懸念はないのかお伺いします。

肥沼介護保険
課主幹

人材不足という課題はあるかと思いますが、その要因による減少とは市としては捉えておりません。

また、歳入予算は計画値に基づき組んでおりますので、そこの差分で歳入と歳出に乖離が生じまして、そこが剰余金となっております。

福原浩昭委員

歳出予算説明書 13 ページ、01 補助金等返還金の 3 億 515 万 5,000 円についてですが、今回これだけの大きな返還金が生じた理由を伺います。また、これは県や国に対して返還することになっているのかどうか、その辺が分かればお示してください。

肥沼介護保険
課主幹

前年度に一旦補助金としていただいたものに対する返還金でして、前年度につきましては、計画値に基づく申請という部分があり、ある程度多め

	にいただいていた関係もございますので、実績値に合わせて返還金として対応しているものでございます。
福原浩昭委員	見込みと実績にはどのような差があったのか、分かる範囲でお示ください。
肥沼介護保険課主幹	4つの項目にわかれておりまして、一番大きくは過年度分介護給付費となります。具体的な要因は申し上げられないのですが、介護給付費国庫負担金につきましては、交付済額としましては約49億円、それに対して国庫負担金の所要額が48億円程度ございまして、返還金として予算のほうに計上させていただきました1億6,000万円程度となります。
福原浩昭委員	歳出予算説明書13ページの01一般会計繰出金について確認したいのですが、特別会計から一般会計に1億6,116万3,000円を戻そうというわけですが、戻すことによって介護給付費や事務費がどういう内訳になっているのか、概算で結構ですのでお示ください。
肥沼介護保険課主幹	1つ目の介護給付費分ですが約1億1,500万円になります。2つ目の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業分）が約990万円です。 3つ目の地域支援事業（包括的支援・任意事業分）ですが、こちらは約430万円、4つ目として事務費分は約2,700万円となります。

福原浩昭委員 事務費の 2,734 万円ですが、これの差額というのは人件費なのか、委託料なのか、もしくはシステム関係の経費なのか主にどのようなものなのかをお示してください。

肥沼介護保険課主幹 大きなところで申し上げますと、認定調査等費また総務事務費が挙げられます。

矢作いづみ委員 予算書 6 ページの 7 事業費補助金は、システム改修に対する国からの補助金ということでよろしいですか。

肥沼介護保険課主幹 そのとおりでございます。

【質疑終結】

【意 見】

花岡健太委員 日本共産党所沢市議団を代表いたしまして、議案第 88 号「令和 8 年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について反対の立場から意見を申し上げます。

反対する項目は議案資料 48 ページの介護保険システム改修事業（介護 DX 対応等）に関わる歳入と歳出です。

被保険者のマイナンバーを提供した場合、システムからの特定個人情報

を取得するものなんですけれども、質疑でも明らかになりましたが、情報が提供される際の自治体による審査、承認などは省略され、被保険者の大切な個人情報の漏洩や不正利用のリスクを高める危険性があると判断しました。

マイナンバーカードの使用の押しつけはこれまでの自治体独自の個人情報保護策を崩し後退させるものであるため、こちらの予算を反対いたします。

福原浩昭委員

議案第 88 号「令和 8 年度所沢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、公明党を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

今回、介護 DX への対応として 3,610 万円を計上し、介護保険システムの改修を進めることは、今後の制度改正への確実な対応とともに、市職員や介護事業者の事務負担軽減、より円滑な介護サービス提供につながるものと考えます。財源についても、国費 1,805 万円を活用し、市の負担軽減が図られています。

また、保険給付費準備基金への 4 億 8,003 万円の積立は、今後の介護給付費の増加等に備える財政基盤の確保として重要です。併せて、補助金等返還金や一般会計繰出金については、前年度実績に基づく適正な精算であると認識します。

今後は、システム改修の効果を単なる事務処理の効率化にとどめず、介護事業者の負担軽減や市民サービスの向上につなげるとともに、基金につ

いても将来の給付費増加を見据え、計画的かつ適切に活用することを求め、本議案に賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

松本明信委員
長

議案第 88 号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午後 1 時 5 9 分）

（説明員交代）

再 開（午後 2 時 5 分）

【議 事】

○議案第 85 号「令和 8 年度所沢市一般会計補正予算（第 2 号）」

（危機管理室）

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

休 憩（午後 2 時 6 分）

（説明員交代）

再 開（午後 2 時 7 分）

(経営企画部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

長岡恵子委員

歳出予算説明書 30 ページ、65 新所沢パルコ跡地利活用検討支援業務委託料について伺います。

新所沢パルコ跡地の近くにこどもと福祉の未来館がありますが、今後子育てやこどもに関する活用のような話もあったと思うのですが、そのすみ分けについて何か考えていますか。

田島経営企画
課主幹

こちらの対象につきましては、地元の要望を踏まえまして、地域の子育て環境の充実した方針に、その活用について検討を進めているところでございまして、すみ分けということよりも、地域をあげて子育てに充実した環境を考えております。

長岡恵子委員

連携というような意味でしょうか。

田島経営企画
課主幹

連携につきましては、地元の商店街や自治会・町内会の方々と連携をしながら事業のあり方について今後検討したいと思っております。

長岡恵子委員

新しくできるところは、中高生の居場所といったようなイメージでしょうか。それがこどもと福祉の未来館と連携していくようなイメージでよろ

	しいですか。
田島経営企画 課主幹	今後その地域の皆様の声を聞きながら、対象につきましては広い世帯に確認し、こどものほうにつきましては中高生、大学の声を聞き、そして地域の方々や自治会の様々な御意見を聞きながら、コンセプトを決めていきたいと考えております。
大石健一委員	総務経済常任委員会でも確認しましたが、改めて伺います。 地元からの要望というのは、子育て世代の充実だけではなくて、それはほかにもたくさんあった中の一つだと思います。子育て環境の充実だけ特筆されていたわけではないし、元々、新所沢パルコの中にベビー用品等が売っている店舗が入っていたこともあり、こどもと福祉の未来館もあるから引き続き子育てしやすい新所沢というイメージで地元の方々も、特化して子育てしやすい環境をとということで要望されたと思うのですが、それって私の記憶だとはっきり言って、たくさん要望されている中の一つだったと思うんです。だから、どうしてそれを選んだのかというのを改めて聞かせて欲しいです。
齋藤経営企画 担当参事	新所沢地区町会連合会から御要望いただいたことにつきましては、大きく5項目いただいております。その中には、例えば書店や楽器屋のようなカルチャーセンターのようなものをという御要望であったり、コワーキ

	ングスペースであったり、働き世代が安心して就労できるような施設であったり、これまでパルコに入っていた店舗の入居であったり、そういうような様々な御要望がございました。市といたしましては、第6次総合計画後期基本計画にあるとおり、こどもを中心としたまちづくりというところもございますので、500㎡という限られた土地の中でこういった活用をしたらいいかということを検討した中で、第6次総合計画や地域の要望等を噛み合わせて、子育ての充実というような方向性を定めていったというような経緯でございます。
大石健一委員	どこまでこどもを中心としたまちづくりにこだわっていくのかということですけど、それは置いておいて、まず、どういう方にこの業務委託を発注する予定なのでしょうか。
田島経営企画 課主幹	この支援業務委託料の委託先でございますが、設計業務などを行うコンサルタントのほうに委託をする予定でございます。
大石健一委員	その委託をして、令和8年度に基礎調査の実施を行って、地元ヒアリングを行っていくわけですが、それはどういう地域の商店街にお聞きするのでしょうか。
田島経営企画	商店街につきましては、パルコ南通り商店会とかそういった事業者にお

課主幹	聞きする予定でございます。
大石健一委員	では、どういう自治会に聞くのでしょうか。
田島経営企画	新所沢地区町会連合会 13 町会の方々にお聞きし、または東口の町会等
課主幹	にも広く声をかけていく予定でございます。
大石健一委員	それでは先ほどの委託に戻りますが、委託先としましては元々、新所沢パルコの建物には金融機関等も地権者として入っていたわけですけど、最近の魅力あるまちなか空間創出支援事業におきましては、そういう関連会社のところのコンサルタントに委託しているけども、やはりあまり関係ないところに発注したほうがいいのではないのでしょうか。 今回はその地権者との絡みなどがいいところではないかと思いますが、その点についてのお考えをお聞かせください。
齋藤経営企画	現在、指名競争入札を予定しておりますので、指名をする中でそういった利害関係なども検討しながら指名していきたいと思っております。
担当参事	
大石健一委員	令和 9 年度においては、具体的な利活用の検討をするわけですけども、来年度予算等が入っていないけども、来年度はどのような形でこの調査をもとに進めていく予定でしょうか。

田島経営企画 課主幹	利活用コンセプトを令和８年度に策定いたしまして、そのコンセプトに基づいて令和９年度につきましては、導入の機能、そして整備方針、そういったことの条件づけを検討する方向性で考えております。
大石健一委員	何かしら整備するための予算を今後組んでいこうと考えているというのはあるわけで、箱物をつくるのかどうか分からないですけれども、そういう設計をしていこうというような考えなのでしょうか。
齋藤経営企画 担当参事	まだ確定はしておりませんが、今年度にまずはこの委託事業を行いまして、来年度は何かしらの設計施工に向けた具体的な計画を策定していくことを予定しております。
大石健一委員	隣にＡ棟、Ｂ棟と１５階建てのマンションの建設が計画されているわけです。私は総務経済常任委員会でも言いましたが、特にこのマンション計画のＢ棟というのが大切に、市有地と隣接する部分なわけです。それで何が大事かというと、恐らくマンションの販売が来年度くらいに始まるのではないかなと私は思っているのですけれども、そうすると例えばこどもを中心としたまちづくりで保育園にしましょう、こどもの遊び場にしましょう、キッズパークにしましょうとなった時に、そこにマンションに住んでいる人たちが、こどもの声がうるさいとか、過去にそういう請願もありま

したが、そういうふうになってしまうと困るじゃないですか。だから、マンションが販売される前に重要事項の説明というのがありまして、その中において市有地では、こどもを中心としたまちづくりを考え、こどもの声がするかもしれませんよというのを、きちんとマンションを購入される方に事前に説明していく必要があると思いますが、それに間に合わせようとか、マンション業者との話し合いをしていこうというお考えはありますか。

齋藤経営企画
担当参事

マンションの販売事業者とは今後も連携を密にして、情報共有しながら進めてまいりたいと思っております。委員が御指摘されるようなことも重要なことだと思っております。

大石健一委員

同様に総務経済常任委員会でも参考人としてパルコ南通り商店会会長をお呼びして、ここの活用の意見も聞きましたけども、例えばマルシェができたりする広場になったらいいなというような御意見も地元の御意向としてありました。

そうすると、例えば、今までガレリアで行ってきましたが、音楽のあるまちづくりとしてマルシェの中でまちなかコンサートやりましようとなったときに、B棟に住んでいる方々に対して、バルコニーのところに反響して、部屋の中に響いてしまうという恐れがあるわけです。そういったことを地元の事業者の皆さんとともに事前に話し合っていないといけな

齋藤経営企画
担当参事

と思います。店舗ができるのだから、経営企画部としてやはりこの検討事業の中で話し合っておく必要があると思うのですが、お考えについてお聞かせください。

委員御指摘のとおり、新所沢パルコ跡地はマンション、スーパーマーケット、所沢市の土地と3つの活用がされるわけですので、これまでも意見交換などをしてまいりました。今後も情報共有をしながら、所沢市の利活用の方向性など、それからそういった注意事項があるのであれば、こういったことに配慮してほしいというような要望などもしていきたいと思っております。

大石健一委員

私は、こどもを中心としたまちづくりにこだわらなくてもいいと思っており、総務経済常任委員会でも多様な世代が使えるようにという形で提言させていただきました。

市民の要望の中では例えば、元タスターバックスコーヒーがあったのでそういったカフェがあったほうがいいのか、カルディのようなコーヒーショップあったほうがいいのか、無印良品があったほうがいいのか、コワーキングスペースがあったほうがいいのか様々な要望があったわけです。そういったなかで、この要望を地元の人たちと聞いていくとともに、旧庁舎・文化会館跡地で行っていましたが、サウンディング型市場調査みたいなことをすべきではないかとずっと思っています。

民間業者が進出してくることで、例えばカフェのような事業者が進出して
くることによって、それはコワーキングスペースと一緒にできないかと
か、子育てをする大人がこどもに絵本の読み聞かせをする空間ができない
かとか、ちょっとした屋根のある広場があり、そこで何かイベントをでき
ないかとか、そういったことが考えられます。民間の活力も活用しながら
検討したほうがよろしいのではないかと思います。今年度そのように御
議論されているのでしょうか。

田島経営企画
課主幹

まず今年度、利活用コンセプトの設定をした上で、民間事業者の方の調
査を実施する想定でございます。

また、市場性を確認する方法といたしましては、サウンディング型市場
調査も含め、それに限りませんので、様々な必要性について調査を進めて
いきたいと考えております。

長岡恵子委員

先ほど聞き逃してしまったのですが、今回の予算で、地盤調査業務委託
料が26万8,000円で、新所沢パルコ跡地利活用検討支援業務委託料が416
万9,000円となっております。

この新所沢パルコ跡地利活用検討支援業務委託料はコンサルタント会
社等への委託費となっておりますが、市民等へのヒアリングや意見集約と
いったことに関して、コンサルタントに丸投げするような設計なのか懸念
がありまして、形式的な市民参加にならないように市が主体性を持って、

田島経営企画
課主幹

こどもたちの生の声、そこに参加した方々の直接の声を受け止めて、検討プロセスに反映させるための具体的なヒアリング手法と市の主体的な役割について伺います。

こちらの活用方法につきまして、まず市民等のヒアリングにつきまして、グループインタビュー方式などの実施によって、業者のほうにはファシリテーション的な役割を持って支援をいただくことを考えています。もちろん市職員もそちらに行って参加しながら、意見の聴取をしたいと考えております。

また、収集いたしました御意見につきましては、分析を行いまして今後の利活用コンセプトについて十分検討していきたいと考えております。

斉藤かおり 委員

今、所沢市が抱えている箱物をつくるということで、市民医療センターや保健所といった様々な大きな箱物をつくるのに物価高騰がかなり懸念されているところです。この場所に箱物をつくるのが前提なのか、箱物をつくらずに屋根だけ設置するとか、土をそのままの利用するのか、何階建てにするのかといった大体の方向性について、予算をどのくらいまで考えているのか、財布は一つなのでこの部署におりてくる予算的なところが、大体このくらいまではいいよというふうな金額が提示されているのか伺います。

田島経営企画
課主幹

まず、その金額等の関係でございますけれども、今年度の利活用コンセプトを設定した上で、それ自体に、建屋が必要なのか、そうではないのかという方向性をしっかりと見定めるための支援業務でございます。

予算につきましては、実際に建てるかどうかということがはっきりと決まっておりませんので、現在のところはいくらまでということの議論はしておりません。

花岡健太委員

新所沢パルコ跡地利活用検討支援業務委託料が 416 万 9,000 円と積算されているわけですが、議案資料ナンバー 1 の 13 ページ記載の実施概要では、「対象地活用の検討に必要な各種調査」と「市民等へのヒアリング調査」の 2 つの調査があります。これは両方とも委託するということだと思いますが、両方とも調査なわけであって、先ほど商店街や自治会から意見聴取をするというように発言されたと思います。

この 2 つの調査について、意見を聞く対象と調査の方法を伺います。

田島経営企画
課主幹

まず、対象につきましては、中学生、高校生、大学そして地元の自治会の市民の方々、地元商店街の方々などを対象として検討することを考えております。

方法といたしましては、グループインタビュー等を含めて検討する方向性で考えておりまして、また自治会の方々については直接御意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

花岡健太委員

それは「市民等へのヒアリング調査」ということですね。「対象地活用の検討に必要な各種調査」に関しては、先ほども事業者等に調査するべきだというような意見もありましたけれども、どういったものを対象にして、いつまでにどういうことをしようと考えているのですか。

田島経営企画
課主幹

まず、こちらの調査でございますが、建設分野、子育て分野に関する事業を展開するような民間事業者へのヒアリングを考えております。内容につきましては、秋に契約締結いただければ、年度内の3月までにこの業務のほうの成果品として報告書をいただく予定でございます。

斎藤由紀委員

地盤調査業務委託料として26万8,000円が計上されています。今まで新所沢パルコという大きな建物が建築許可を得て営業してきましたが、なぜここで再度、地盤調査が必要になるのでしょうか。

田島経営企画
課主幹

地盤調査業務委託料は、構造物を安全に今後支えられるかどうかを確認するためでございます。地盤の調査等をするものでございます。今回その調査によって、どういった建物が建てられるのかといった可能性を確認するものでございます。

斎藤経営企画

補足させていただきます。新所沢パルコは元々、地下がある構造物でござ

担当参事	ございました。今回、解体するに当たり、埋め戻しをいたします。建設残土などを使って埋め戻すものですから、今後その地盤が建物に耐え得るかどうかということを目的に調査をするものでございます。
斎藤由紀委員	埋め戻しが必要なため、再度地盤調査が必要とのことですが、ある程度の地盤の安定性や硬さを前提として行われるものではないのでしょうか。
齋藤経営企画 担当参事	土地の引き渡しの契約がございまして、解体の手法といたしまして、地下部分の埋め戻しにあっては一般建設残土を埋めていく形になっております。 30 c mごとにブルドーザーやローラーで転圧をしていくということを繰り返して地表面まで持っていくというような埋め戻しを予定しております。今後何か建物を建てるために埋め戻しをするわけではございませんので、引き渡された土地において、こういった建物が耐え得るかというところの調査が必要なものでございます。
亀山恭子委員	令和9年度の具体的な利活用の検討ということで、設計施工等と導入の機能整備方針ということも含めてもう少し具体的に令和9年度はどこまでやっていくのでしょうか。
田島経営企画	まず、今年度の利活用コンセプトによりまして、こういった機能が必要

課主幹

であるのかといったことを市民の方からヒアリングを行いまして、それをもとに今後こういった機能を持たせるか、また必要があれば、こういった建物の重さであるのか等を検討するものでございまして、今の段階では具体的にどういうものをつくるということまで決まっておりませんので、コンセプトの中でしっかりと御協議させていただければと思っております。

亀山恭子委員

先ほど令和９年度に設計施工までというような話もあったかと思いますが、そこまではたどり着かないのですか。

齋藤経営企画

担当参事

まず、ゴールといたしましては、マンションの建設が終わる令和１１年の春をめどに、所沢市の部分についても施設の整備を完了したいと考えております。そのゴールに至るまでで令和９年度にどこで何をどこまでしなければいけないということは、今時点で厳密に申し上げることはできませんが、建物を建てるのであれば、設計施工についてどういう契約手法が有効なのかということを検討していかなければいけないという趣旨で先ほど御答弁申し上げたものでございます。

休 憩（午後２時３３分）

（説明員交代）

再 開（午後２時３５分）

(市民部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡健太委員

議案資料ナンバー 1 の 25 ページに本事業は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律によりとありますが、そこから歳入に関わるところで、国庫支出金の国民年金事務委託金に関しまして、これは国のほうの子ども・子育て支援特別会計から繰り出されるものなののでしょうか。

中尾市民課主
幹

交付金のほうの財源は、子ども子育て支援交付金とはっきりとは書かれてないです。免除となる保険料の財源としては、子ども子育て支援交付金ということになっておりまして、年金の事務費については、改修費用についても今回の年金の交付金のほうが財源になると示されているものになりますので、直接子ども・子育て支援交付金と繋がっているものではないです。

花岡健太委員

システム改修の国民年金事務委託金に関しては、子ども・子育て特別会計からのものではないというところで、しかし、今後国民年金保険料の育児免除制度に関しての減免に使用されるのは子ども・子育て支援の特別会計という分け方なののでしょうか。

中尾市民課主

そのとおりです。

幹

花岡健太委員

子ども・子育て支援特別会計についてですが、これは今医療保険とかに
上乗せ徴収されている支援金の特別会計ということよろしいでしょう
か。

中尾市民課主

そのとおりです。

幹

矢作いづみ委
員

歳出予算説明書 43 ページ、11 並木まちづくりセンター特定公民館費に
ついて伺います。並木まちづくりセンターホールホワイエの空調工事につ
いて、ホールが使えない期間はどれくらいでしょうか。また、その期間に
駐車場は使えるのでしょうか。

吉永並木まち
づくりセンタ
一長

実際に並木まちづくりセンターホールホワイエを使えない期間は、予
定では来年 3 月から 6 月の間になります。駐車場に関しては、本棟のほ
うは使えますが、業者が決まってからですけれども、ホールの 1 階の駐
車場に一部機材を置いたりすることもあるので、一部制限はあるという
話を聞いていますが、実際に何台分使用するかというのは未定です。

花岡健太委員

改修期間が 3 月から 6 月までということで、まちづくりセンターが投票

	所になると思いますが、その影響と対策はどのように考えていますか。
吉永並木まち づくりセンタ 一長	委員の御指摘のとおり、予定されている選挙では、ホールが使えないと いうことで、1階の児童館に体育室がございますので、そちらが使えない か今調整中でございます。6月には終わる予定ですので、4月の選挙のみ 影響があると考えております。
斎藤由紀委員	ホール全体が使えないということですが、エレベーターもその期間は使 えないのでしょうか。
吉永並木まち づくりセンタ 一長	ホールには全て入れないので、ホールのエレベーターも使用できない予 定でございます。
斎藤由紀委員	昇降機のための利用になるのでしょうか。
吉永並木まち づくりセンタ 一長	そのとおりです。申し訳ないですが、職員に声をかけていただいて、昇 降機を御利用いただくことになります。
斎藤由紀委員	昇降機の利用時間に変更はありますか。

吉永並木まち 開館時間に合わせて、職員またはシルバー人材センターがおりますので、その範囲内で利用できる予定でございます。

一長

斎藤由紀委員 窓口業務と同じ時間だけ利用できるのでしょうか。

吉永並木まち 月曜日以外であれば、公民館の貸し館は午後9時半まで利用できますので、その時間まで通常通りの利用できる予定でございます。

一長

斎藤由紀委員 利用が可能なのは何時からですか。

吉永並木まち 現在は午前8時半から開館しておりますので、現状であれば8時半から使えます。

一長

亀山恭子委員 並木まちづくりセンターホールホワイエの空調設備が現在故障して使えないということですが、いつ故障して、ホール自体はこの夏、どのようになっているのですか。

吉永並木まち づくりセンタ ー長	今年の２月に完全に故障してしまいまして、修繕では直らないというこ とで、設計部門と調整をして工事が入ることになっております。ホ ール自体のエアコンは令和３年に交換しており、現在ホールの中は使える 状態でございます。
福原浩昭委員	おくやみ窓口開設・運営事業は、他の自治体ではかなり進んでいて何年 も前からたくさんあると思いますが、他自治体の手続きのどの部分を参考 にするのでしょうか。また、所沢市としてどういう部分を他自治体と違う 形での改善点を踏まえているのでしょうか。
長谷川市民課 主幹	今回、おくやみ窓口開設・運営事業につきましては、ワンストップで対 応できるように考えているところです。 確かに、他自治体で既におくやみ窓口やおくやみコーナーというものが 多くあるのですが、中には案内だけものや、参集型、今回目指しているワ ンストップ型などいろいろあります。所沢市としては、なるべく御遺族の 負担にならないように、市民課のスペースを使いまして、おくやみ窓口を 設置します。所沢市独自というわけではないですが、そういったことに関 しましては、今後また調整して検討してまいりたいと思っております。
福原浩昭委員	市独自の部分というよりも、今までワンストップでやってきた自治体の いいところはもちろん継承しながら進めるとは思いますが、御遺族の中には

初めてそういう手続きをしなければならない方が大勢いる中で、そのときに何をすればいいのか分からなかったり、そもそもそういう窓口があることも知らない方も大勢いらっしゃる。それについては、これから周知していくのでしょうけれども、逆に、死亡届は必ず御遺族が出すわけですので、死亡届を出した段階で市のほうから手続きを示していくような手順の議論はあったのでしょうか。

長谷川市民課
主幹

現在、葬祭業者が大半ですが、死亡届を提出される方には、おくやみハンドブックというものを配布しております。今後につきましてはそういった、おくやみハンドブックの中に、おくやみコーナー窓口を市が開設していると案内するようなチラシを入れたり、ホームページなども使いついて、丁寧に案内していきたいと思っております。

福原浩昭委員

そもそも事業の中で必ず評価をすることが必要だと思いますが、おくやみ窓口をこれから実際にやっていく中での評価を考えた場合に、市民の手間をどれだけ減らしたかをどのように具体的に数値化して、この委託する成果を出していくのかについて議論はあったのでしょうか。

長谷川市民課
主幹

議論についてなんですけれども、まだ細かいところまでは進んでいないところでございますが、他自治体の状況を見ますと、利用者のアンケートなどを取っている事例もございましたもので、そういったところを参考に

しながら検討してまいりたいと思っております。

花岡健太委員

おくやみ窓口開設・運営事業に関しては、委託するということだが、この窓口で取り扱う情報は健康保険、介護保険、各種手当、税金など個人情報に当たると思います。

この個人情報をおくやみ窓口でどのように管理するのでしょうか。

長谷川市民課
主幹

委託事業者にどのように管理させいくかというところでございますが、現在市がほかの業者に委託しているのと同じように厳しく取り扱っていただくように考えております。

また、どの程度その委託業者におまかせして、職員で管理していくかというところも今後、調整、議論していくところです。

花岡健太委員

例えば、市のデータベースとかに管理されるのではなくて、その委託業者は個人情報を保持することになるのでしょうか。

長谷川市民課
主幹

詳しい詳細な運用につきましては、これから仕様等を固めてまいります
が、個人情報等にどのように委託業者が関わり、市の職員が関わっていく
かも含めてこれから検討してまいります。

花岡健太委員

議案質疑で、委託事業者は職員が2人いて、1日に11件を対応される

	といった答弁があったと思います。1回の対応時間は何時間を想定しているのでしょうか。
長谷川市民課 主幹	他自治体の事例などを調査させていただいたところ、所沢市も予約を考えているのですけれども、予約を事前に受け付けることで、その御遺族に必要な手続きについて事前に分かりますので、大体1時間程度になるのではないかと考えております。1枠1時間で2窓口なので、1日最大10窓口くらいは対応できるのではないかと考えております。
花岡健太委員	大事な個人情報扱う事業なので、委託ではなく直営でやっている自治体はあるのでしょうか。
長谷川市民課 主幹	たしかに直営でやっている自治体もございますが、そういった自治体はほとんどが案内係のような形で、遺族の方がいらっしゃいましたら、例えば所沢市のおくやみハンドブックのようなものを使いまして、あなたはこの窓口に行ってこういった手続きが必要だと案内するまでというところも多いようです。 今回委託をすることでワンストップで行い、御遺族の負担が少ない窓口を目指したいと考えています。
斎藤由紀委員	先日の議案質疑の中で石本議員から、高齢者、障害者、手話、多言語な

	どについて、委託業者へ対応を求めていくというような答弁があったかと思うのですが、どのようなことをどの程度求めていく考えなのでしょう か。
長谷川市民課 主幹	まだ具体的なところがあまり詰められてはいないですけれども、そういったところも含めまして今後検討して、詳細につきましては詰めてまいりたいと考えております。
斎藤由紀委員	現状、どの程度までは可能だとお考えなのかをお聞かせください。
長谷川市民課 主幹	状況にもよるかと思いますが、筆談であったり、多言語対応につきましてはスマホに入っているアプリなどで対応している場面もございますので、そういった現在市民課の窓口で行っているような対応が主になると考えます。
斎藤由紀委員	おくやみハンドブックという話もありましたが、そちらにもそういった対応は入ってくるような検討はしているのでしょうか。
長谷川市民課 主幹	現在作成しておりますおくやみハンドブックですけれども、このような手続きのときにはどこに行けばいいのか、どんなものが必要なのかということを案内しているものです。おくやみハンドブックに代表的な手続きの

案内を書かせていただいておりますので、こちらを見ていただければ御理解いただけるものではないかと思います。

おくやみハンドブックの多言語対応という点につきましては、現在日本語版のものしか作成しておりません。

斎藤由紀委員

日本語版のみとのことですが、やさしい日本語とかそういった対応はどういう状況でしょうか。

長谷川市民課
主幹

やさしい日本語などにつきましては、まだ対応していないです。

長岡恵子委員

議案資料ナンバー1の18ページに、県内のさいたま市や川口市などの先行事例が類似政策として挙げられておりますが、所沢市はこれらの先行自治体において、おくやみ窓口の導入後にどのような課題、例えば、予約が1週間以上取れないであったり、必要書類の不備で結局何度も足を運ぶことになったなど、そういうことが発生した場合を分析しているのでしょうか。

これらの先行自治体の失敗や成功の教訓を、本市の設計にどのように生かしているのか伺います。例えば、死亡届が提出された段階で、葬祭業者と連携して、あらかじめ必要な持ち物チェックリストを記載したおくやみハンドブックを御遺族にいち早く届けるなど、一歩踏み込んだ所沢市なら

	ではの丁寧な事前サポートを計画されているのか、具体的なビジョンを伺います。
長谷川市民課 主幹	現在も葬祭業者の方にはおくやみハンドブックを渡しております。それを御遺族に葬祭業者から渡していただいたり、ハンドブックを受け取っていない御遺族につきましては、まちづくりセンターやサービスコーナーでも配布しているところです。 また、ホームページにもおくやみハンドブックの内容を掲載しておりますので、そちらも参考にさせていただいています。 また、他自治体の失敗事例等につきましては今後調査を重ねまして、そういったところを所沢市に生かせるように検討していきたいと思います。
長岡恵子委員	おくやみ相談の予約方法について伺います。
長谷川市民課 主幹	現在考えておりますのが、予約システムのような媒体ですが、なかなかそういうシステム入力などが難しい方もいらっしゃると思いますので、電話でも予約できるような方法も検討しております。
長岡恵子委員	今後、ワンストップのおくやみ窓口の対応に当たるスタッフの資質として御遺族に寄り添う姿勢、グリーフケアについて伺います。

親しい人が亡くなり、深い悲しみであったり、混乱のある方が最初に接するのが、おくやみ窓口だと思いますが、この業務を民間事業者に委託するにあたって、スタッフの法的な専門知識や遺族の心理を思いやる丁寧な対応品質、グリーフケアの知見はどのように担保されるのでしょうか。

令和8年10月の事業者選定に際し、単なる価格競争入札ではなく、プロポーザル方式において、スタッフの研修計画やおもてなしの資質を最重視した基準を設けるべきだと考えます。

契約締結後から令和9年6月の開設までの準備期間において、市職員と委託事業者の間での厳格な個人情報管理体制の構築、また市民課による厳格な対応指導をどのように実施していきますか。

長谷川市民課
主幹

グリーフケアなどにつきましては、業者選定の際の選ぶための項目の一つになるのではないかと考えております。そういった研修がやはり必要で、接遇でも大切であるということは理解しておりますので、そういったところも判断基準の一つになると考えております。

市職員と委託事業者の対応につきましても、開設までにはしっかりと判断基準なども含めて決めていきまして、来年の6月の開設には満足度の高いものができるように考えております。

花岡健太委員

委託事業者選定の際の判断基準の一つになるのではないかと答弁していましたが、事実上この委託事業者というのは、委託可能な事業者は複数

	いるのでしょうか。私は、おくやみハンドブックの事業者等が候補になってくると思っていたが、事業者を選定する際に、その事業者が収集する窓口利用者の個人情報を利活用できないようにするような観点は持っていますか。
長谷川市民課 主幹	個人情報につきましては、重大な取り扱いだと考えておりますので、委託業者側の収集というよりは、個人の方の事情に合わせまして、何の手続きが必要かというところで対応していくものでございます。そちらの情報につきましても、最終的には所管課に渡すものになりますので、委託業者が個人情報を持ったままというのはあまり考えづらいです。 ほかに事業者がいるのかという点につきましては、御指摘のとおり、おくやみハンドブックの事業者が一番目に付くとは思いますが、人材派遣会社のほうでもすでに何者か対応している事例がございましたので、実際に複数いると認識しています。
斎藤由紀委員	コンビニ交付サービスシステム切替え事業について伺います。現行の事業者が撤退し、新しく別の事業者と契約を結ぶようですが、現行の事業者と新しい事業者では1か月あたりの支払う金額はどのくらい差がありますか。
青木市民課長	現行の事業者と新しい事業者での運用経費の差ですが、住民システム、

戸籍システムに限りますけれど、そちらとの連携では約 800 万円程度の差がでているところです。

斎藤由紀委員

800 万円の差はどちらが高くなるのでしょうか。

青木市民課長

年間 800 万円の増額になります。

花岡健太委員

コンビニ交付サービスシステム切替え事業について、元々のベンダーが富士通 Japan 株式会社だったという認識でいいですか。そのうえで、例えば元々業務を請け負っていた富士通 Japan 株式会社に関して、今後システムの誤交付に関して、総務省自治体行政局長から指導が入っていると認識しているのですけれども、それは一体どういうものだったのか、またシステム切替えにそれは関与していますか。

青木市民課長

現行業者につきましては富士通 Japan 株式会社です。

誤交付につきましては、令和 5 年度に他自治体で行われたとは思いますが、それが原因で今回撤退するというのではなく、富士通 Japan 株式会社のほうから、自治体システムの標準化・デジタル化の推進等を踏まえ、新たな自治体 DX サービスを提供するよう見直しを実施するというところで伺っているところでございます。

花岡健太委員

これは総務省から指導が入るほど大きな出来事だったと認識していますが、このコンビニ交付システムそのものの考え方として、123 の自治体に対して調査が行われています。

所沢市がこういう調査を行ったのか、行ったのであれば、その結果と所沢市において、今まで誤交付が発生したのか伺います。

青木市民課長

所沢市において、調査は行われておりません。

誤交付につきましても所沢市では発生しておりません。

花岡健太委員

例えば、コンビニ交付システムに関しまして、マイナンバー法第 11 条では、自治体が委託を受けた者に対して監督する責任があると思います。ただ、自治体にその調査権があるのかというところですけども、ブラックボックス化してしまうのではないかと懸念があります。もしここで問題が起きた場合に、ログの確認やベンダーが保持するシステムまで自治体は調査できますか。

青木市民課長

当該システムにつきましては、地方公共団体情報システム機構が有するシステムであり、そこが結局コンビニ交付を可能にするシステムを保有しているのですが、それと住基システム等を繋ぐためのシステムになりますので、ログとかそういった問題ということは、あまり想定しておりません。

花岡健太委員

コンビニ交付システムの利用状況に関しては、前回質問された方がいて、令和4年度が15.7%、令和5年度が19.2%、令和6年度が25.4%と増加傾向にあります。窓口においては、令和4年度が84.3%、令和5年度が80.8%、令和6年度が74.6%と減少傾向にあります。これらの最新のデータについて伺います。

青木市民課長

令和8年度について、4月から6月までのデータになりますが、例えば住民票ですと33.84%の交付になります。

印鑑証明につきましては、32.03%ということで、市民課分の証明書発行率につきましては30.28%となっております。

花岡健太委員

コンビニ交付システムに関しまして、導入している自治体のうちコンビニ交付システムの稼働率が上がるにつれて、自治体の窓口での交付をやめしてしまうような自治体も東京都のほうでは出ていると見受けられますが、ここに関して所沢市の予算を認めた後の考え方について伺います。

青木市民課長

コンビニの交付率を上げていきたいという考えがありつつも、窓口もきちんと丁寧な対応ができるように進めていきたいと考えております。

長岡恵子委員

議案資料ナンバー1、16ページのコンビニ交付サービスシステムを切替え事業について、「この度、当該サービスを提供している現行の事業者

より、令和10年1月をもって事業を撤退する旨の申出があった」という記載がありますが、これは本市との契約は任期満了したのでしょうか。

青木市民課長 1年毎の契約になりますので、結果的には満了に近い形になると思います。

長岡恵子委員 9月までの契約だったということですか。

青木市民課長 基本的に年度毎に、年度当初から年度末までの契約となりまして、今回サポートのほうは令和10年1月で終了ということになります。

長岡恵子委員 そのサービスの継続が先方の一方的な通知によって、途中解約になったということですね。

青木市民課長 令和10年1月までの契約はこれから締結することになります。年度毎の契約になりますので、令和9年度の契約は、令和9年度当初予算をお認めいただいた後に契約をすることになりますので、その際に令和10年1月までの契約を締結することになります。

長岡恵子委員 契約としては途中で解約しているのですよね。

山屋市民部次
長

現在契約しているのは令和8年度の契約で、令和8年4月から令和9年3月までの1年間の契約については、当然事業者は撤退しませんのでサービスを利用します。

来年度である令和9年度の契約については、これから締結するものです。先ほど説明したとおり、契約は1年ごとに締結しているので、令和9年度の契約は来年度の予算でこれから契約します。

今は令和8年度です。この契約は債務負担行為にて契約しているわけではございませんので、今の契約は令和8年度で終了します。そのあとの契約は現在締結していない状態です。この契約を、令和9年4月から令和10年1月という期間で締結することになるかと思いますので、令和9年度の契約は満了したうえで、次の事業者に年度の途中で切り替えることになる契約になると思います。

長岡恵子委員

今の契約について、終了年月日を伺います。

山屋市民部次
長

今、既に契約しているのは令和8年度契約になりまして、令和9年3月までの契約になります。

花岡健太委員

新しい委託先は富士通 Japan 株式会社ではなくて、株式会社 TKC を想定しているという話を聞いたのですが、富士通 Japan 株式会社の誤交付の原因となったことは株式会社 TKC においては、システム上起こりえないので

しょうか。

コンビニ交付と窓口交付を比較すると、窓口交付の場合は最終的に職員が誤交付かどうかチェックしますが、それはシステム上担保できますか。コンビニ交付において新しいベンダーは、窓口交付と同等の安全管理措置をできますか。

青木市民課長

株式会社 TKC につきましては、今のところ誤交付といった情報は入っておりませんので、引き続きそういったことがないと考えております。

窓口交付と同様の確認といったところにつきましては、どちらかという
と窓口交付のほうがヒューマンエラーが発生しうるであろうかと思
います。そういった意味では、このシステムのなところではむしろ誤交付
が起りづらい状況であろうかいうように考えております。

大出市民部長

補足させていただきます。

議案質疑でも答弁しましたが、契約する事業者につきましては必ずそこ
になるというよりも、いくつか候補がございますが、かなり限られており
限定的になるというような話をさせていただきました。

そこになるという想定ではまだないです。

花岡健太委員

先ほどの市民課長の答弁は、窓口交付よりコンビニ交付のほうが安全だ
というような旨の答弁になるのですか。

青木市民課長

そういうことはありません。

窓口交付であろうがコンビニ交付であろうが、同様に誤交付がないように対応してまいりたいと考えております。

花岡健太委員

先ほどの私の質問は、窓口交付と同様の確認がコンビニ交付でもできるのかという質問で、それをできるかできないかを答えていただきたいのと、それでコンビニ交付のほうが安全だというのであれば、誤交付が起きた件数が窓口交付とコンビニ交付でどの程度なのかお示してください。

青木市民課長

申し訳ありません。誤交付の件数の把握はしておりませんが、令和5年度にコンビニ交付で誤交付がございましたが、以降に誤交付は発生していないという認識でございます。

そうしたことから、システムのほうも年数を経て、安定的な稼働がされておりますので、安全性につきましては十分信頼し得るものと考えております。

花岡健太委員

窓口交付の場合は職員による安全確認がされますが、コンビニ交付ではできません。そういったところで、窓口交付と同等の安全管理措置ができるのかという質問をさせていただいたのですが、それについてはいかがでしょうか。

山屋市民部次
長

趣旨としては、窓口の場合は申請書を御記入いただき、それを御提出いただいて、内部で何名かの職員が分担して確認や発行などを行うことになりますので、人の手を介するという形になります。そこで、先ほど市民課長が申し上げたように、ヒューマンエラーの可能性というのはゼロではないというところでございます。

一方、コンビニ交付の場合は、コンビニエンスストアにマルチコピー機があると思いますが、あちらで交付することになります。マイナンバーカードを使って、御本人が入力して出しますので、御本人が意図的に他の人のマイナンバーカードで他の人の各種証明書を出そうとしない限り、そこに人の手が介在していませんので、入れ違うといったリスクというのはなかろうかと思います。

そういった意味で、逆に言えばその窓口交付の場合は、人による確認というのが必須となるわけですが、コンビニ交付でマルチコピー機を使った場合は、その間に取り違えられるような工程が存在しませんので、そういった必要なくなる部分というのもあるかと考えます。

花岡健太委員

まず、ヒューマンエラーの観点を今おっしゃっていますが、私が聞いているのは紐付誤りであったり、このマイナンバーカードから申請して出てきた個人情報とその当人と違った場合に、窓口交付であればそれが誤った情報であるといった判断ができるわけですが、コンビニで交付した

場合はそういった工程は存在しないということでしょうか。

山屋市民部次
長

コンビニ交付の場合は、そこに職員がおりませんので、出てきたものが、例えばそのシステム上の問題で万が一に違ったような場合、今現在、なかなか考えづらいと思いますが、可能性としてそういったものがあつた場合というのは御指摘のとおり、そこに確認する人は存在しませんので、確認をすることというのは難しいと思います。

長岡恵子委員

先ほど質問したコンビニ交付サービスシステム切替え事業について、撤退した事業者の件は、満期で終了だったと思いますが、撤退した事業者の背景としましては、より利益の出るような事業に向かって進んでいくのではないかと時代の流れとして読み取れます。しかし、今回新たに事業者が変わるということで9,172万円の債務負担行為を設定しましたが、今後こうした同様なことが発生することも想定されますので、中途解約や事業撤退時の費用負担に関するペナルティ条項、移行コストの事業者負担など免責規定等を結ばれればと思いますが、その点どのように考えていますか。

青木市民課長

事業撤退によるペナルティといったものは現時点では発生しないといえますか、科されないということにはなっております。

ただ先方には、引き続き交渉してまいりたいと考えています。

休 憩（午後 3 時 2 6 分）

（説明員交代）

再 開（午後 3 時 3 3 分）

(福祉部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

長岡恵子委員

歳出予算説明書 32 ページの 90 高齢者福祉施設整備費補助金追加、議案資料ナンバー 1 の 23 ページについて伺います。

今回のこの所沢市高齢者福祉施設整備補助金事業の 60 万円ですが、国の交付金実施要綱改正に伴い、グループホーム認知症対応型共同生活介護における非常用自家発電設備整備の補助を増額するものですが、災害が頻発する昨今において、介護を必要とする高齢者が入所する施設における非常用電源の確保は生命維持の観点から極めて重要な対策です。

今回の整備補助の対象となった施設に非常用自家発電設備が導入されることで、停電時においてどの程度の安心安全、例えば稼働可能時間や維持できる設備など、担保されるのでしょうか。

また、本市における他の高齢者施設、グループホームや小規模多機能型居宅介護施設などにおける非常用自家発電設備の現在の普及状況や設置率及び今回の補助増額の契機として、未整備の他施設において、国・県の交付金活用を積極的に促し、地域全体の福祉避難所の防災レジリエンスをどのように向上させていくのか伺います。

田中介護保険
担当参事

今回の補正予算につきましては、国の要綱改正に伴いまして、近年の建設コストの高騰等を踏まえて補助金単価の上限が上がったものについて

	見直しを行ったものでございますが、今回の非常用自家発電整備につきましては、特に義務化等されておりませんので、こちらのほうにつきましても、どこの施設でどの程度設置されているかというものは、大変申し訳ないのですが把握をしておりません。この認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームはこの施設の中で 18 人の利用者様が生活する場になっておりますので、この非常用発電により、災害時においても一定の生活ができるものというふうに認識しております。
矢作いづみ委員	歳出予算説明書 32 ページの 07 介護保険特別会計繰出金について、これは介護保険システム改修費の一般会計からの繰り出しということでしょうか。
田中介護保険 担当参事	そのとおりでございます。
福原浩昭委員	議案資料ナンバー 1 の 22 ページ、生活管理指導短期宿泊事業につきまして、延べ日数だけではなかなか実態が分かりづらいのですが、実際に利用した人数、1 人当たりの平均宿泊日数、最も長く利用したケース、複数回利用した方の人数、そういうものが分かればお示してください。
溝井高齢者支	こちらの利用者の人数につきましては、令和 8 年度は 4 名となっております。

援課長	ます。平均の日数は手元にはないのですが、一番長かった方は 62 日となっております。基本的には皆さん 1 回の利用となっております。
福原浩昭委員	実際に利用した方がその後の生活がどうなったのか、そこまで見る必要性を感じるのでお示してください。
溝井高齢者支援課長	まず入所に至った経緯でございますが、家賃滞納等で追い出されてしまった高齢者の方が一時入所したものでございます。 そちらの方につきましては、居住を探して新たな住居を構えたという状況でございます。
福原浩昭委員	歳入が絡むのかもしれないけれども、1 日当たり 8,000 円ということですが、この利用負担が人によってはかなり多くなる方もいらっしゃるのかなと想定できるのですが、所得などによる減免とか免除等がありますか。 あと、今回の利用者のうちどの程度が対象でしょうか。
溝井高齢者支援課長	本人負担につきましては、1 日 1,150 円となっております。所得による減免等は特にございませぬ。要件としては生活保護を受給されている方につきましては免除となります。
	休 憩（午後 3 時 3 9 分）

(説明員交代)

再 開 (午後 3 時 4 3 分)

(こども未来部)

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

大石健一委員

青少年課の皆様につきましては、にしとみ遊学舎の件、請願などがありましてお疲れ様でございました。

その方向性が出たということでございますけれども、昨年度の反省を踏まえまして、場所を決めて、きちんと地域の皆さんと一緒に児童クラブを運営しなければならないと決まっているので、今回候補地を挙げてきたと思いますが、その点につきましては、地域の御理解をいただきながらできそうなニュアンスを持ちながら進めているのでしょうか。

粕谷 青少年課
長

今回の事業候補者の選定に当たりまして、まずは事業者から選定場所の近隣住民等に対しての説明と、町内会長への説明も要件に事業者の募集をかけたところでございます。

大石健一委員

確認しますが、これまでの反省を踏まえて、地域の人たちに事前説明して確認取りながらやっているということによろしいですね。

粕谷 青少年課
長

そのとおりでございます。

青木利幸委員

今回北野小学校区、牛沼・若松小学校区、西富・北小学区ということで、議案が出てきましたけれども、にしとみ遊学舎が今回移転ということで、移転先を確認させていただきたいのですが、今回西富小学校区と北小学校区の間あたりだと聞いたのですが、移転先はどのあたりになるのでしょうか。

粕谷 青少年課
長

場所につきましては、緑町四丁目になりまして、おおよその場所は、新所沢富士幼稚園の近隣でございます。

青木利幸委員

先ほど大石委員からも質疑があったが、そこは既にある程度、住民の合意といったものを得ているのか再度確認させてください。

粕谷 青少年課
長

住民の御理解などを得ております。

青木利幸委員

確認ですが、移転は間違いなく行われるということでよろしいでしょうか。

粕谷 青少年課
長

そのとおりでございます。

青木利幸委員	緑町四丁目になりますと、西富小学校の生徒もここに通うことになると思いますが、距離がだいぶ離れてしまいます。その辺の送迎といったことはどのように考えているのかをお聞かせください。
粕谷青少年課 長	事業者のほうで車での送迎を予定しております。
青木利幸委員	そうなりますと事業者の負担も増えるのではないかという懸念があるのですが、その辺の確認はしっかり取れているのかお伺いいたします。
粕谷青少年課 長	送迎の費用につきましても、こちらは費用を負担する予定でございます。
花岡健太委員	先ほど、にしとみ遊学舎の移転に関しましては事業者がしっかりと地元の方に確認されたということですが、この民設民営学童の選定の委員会の際に確認する項目としても全体的にそういった運用に変更になったということでしょうか。また、議案質疑でも聞かれた方がいましたが、元々事業者が借りていた場所の費用に関しては、負担はされないということなのでしょうか。
粕谷青少年課	最初の質問につきましては、選定の項目の中で事業者に近隣の説明の了

長

承を得るということになっております。

また賃借料につきましては、まだ議決いただいておりますので、10月分からということで説明しております。

福原浩昭委員

議案資料ナンバー1の27ページを読むと、今回整備するのは4支援単位ということで、改修費や備品の購入費については3か所にそれぞれ上限1,260万円、合計3,780万円となっております。一方でこの賃借料の補助というのは4支援単位を基準に選定されているということで、回収と備品のお金については施設単位だけでも、賃借料は支援単位で選定算定されているという理由をお示してください。

粕谷青少年課

長

まず、賃借料につきましては、具体的に申し上げますと北野小学校区が2支援単位になりますので、部屋の大きさが1円単位当たり28万7,000円の補助になります。これが掛ける2になりますので、家賃補助としましては4支援単位になります。

また、移転と新規設置が3か所になりますので、そちらにつきましては3か所ということで計上させていただきました。

入沢豊委員

西富・北小学校区ということでこちらに決まったわけですが、送迎付きということでかなり西富小学校から距離があります。私の自宅の近所のつばき児童館だと椿峰小学校と山口小学校ですけれども、歩いて行ける

	距離なので抵抗ないとは思いますが、やはり小学生にとって私は個人的に車で送迎して学区とは全然遠いところに行っているというのはあまり望ましくないように思いますので、将来的にはもう少し西富小学校の近くにこういう施設があったほうが望ましいと思うのですが、その辺の考え方をお聞かせください。
粕谷 青少年課長	委員の御指摘にありましたように、にしとみ遊学舎が離れたところに移転ということになりましたので、今後につきましては市有地等も含めまして、近くに設置できないかを検討してまいりたいと思っております。
福原浩昭委員	歳出予算説明書 36 ページの 57 産婦支援業務委託料追加について、利用する母親そのものが増えているのかそれとも一人の方が複数回利用するケースが増えているのか、分かりづらい部分になっています。実際の利用者数は当初の見込みからどの程度増えていますか。 また、一人当たりの平均日数と利用可能日数の上限に近い利用をしている方がどの程度いるのか伺います。
美甘 こども家庭センター長	まず、一人当たり何日位利用しているかということについてでございますが、この産後ケア事業ですが、宿泊型については7日間が限度となっております。デイサービス型と訪問型を併せて7日間という利用の形態になっております。宿泊型で申しますと、一人の方が1回当たりに利用する平

均日数が3日となっております。1回だけで利用が済む方もいますし、2回あるいは日数の形態を変えて、例えば初回は2泊3日を使った方が次は1泊2日、また1泊2日というように使われる方もいれば、丸々7日間利用する方もいますが、多くの方は3日が平均となっておりますので、7日間利用できる中で3日を2回というように利用する方がいる状況になっております。

次に当初の見込みでございますが、まず宿泊型につきましては当初660日という積算をしていたところですが、4月から7月の利用状況が373日の利用となっております。

また、デイサービス型につきましては当初145日で積算していたところ、4月から7月で132日の利用になっております。今年度から訪問型を新たに始めましたので、こちらにつきましては7月までの利用日数が25日となっております。

そして上限に近い利用の方につきましては、6日から7日間使っている方がおりまして、延べ日数で言うと38日となっております。

福原浩昭委員

予約をキャンセルする方が実績として今まであったのか、あったのであれば、予約後のキャンセルや直前のキャンセルが年間どのくらい発生しているのか、また空いた枠をキャンセル待ちとして活用する仕組みになっているのか、併せてお示してください。

美甘こども家
庭センター長

まず、申請の流れを言いますと利用者が市に電子申請などで申請していただいてこちらで面談などをした上、承認の利用決定の通知書をお送りいたします。その後、利用したい方は直接施設と御自身の利用したい希望日を直接やり取りしていただきますので、その利用希望日が利用したい施設と合致するかは分かりませんが、複数の施設がございますので、もし希望した利用日で一番に利用したい施設が難しいということであれば、何か所かあるうちの中から御自身で選んでいただく形になっております。市民の方からどこも希望に沿って利用できなかったというお声は聞いてはおりません。

キャンセルにつきましては、今年度に入りまして、当日キャンセルの場合にはキャンセル料をお支払いいただくように形を変えております。今年度、当日のキャンセルがどれくらいあったかは、詳細な件数を今お示しできませんが、当日のキャンセルが多いとは聞いておりません。

福原浩昭委員

実際に市内で生まれたこどもの数に対してどの程度の母親が産後ケアを利用しているのか割合を見ることを考えていくと、昨今の出生数に対する産後ケアの実利用者の割合、また前年度と比較した場合どう変化しているのか、利用日数が増えたことだけで終わらせず、出生数を分母にした利用率まで検討した上で、今後の産後ケアを考えていくような議論があるのかをお示してください。

美甘こども家庭センター長	所沢市の産婦の約1割が令和7年度に利用している状況になっておりまして埼玉県においても約1割程度と伺っております。 前年度との比較で申し上げますと、昨年度が1割程度でしたので、今年度の増加状況を見ますと、今年度については2割あるいは3割に近い方が利用するのではないかと考えております。
亀山恭子委員	産後ケア事業が始まって、年々施設が増えてきているかと思いますが、所沢市と所沢市以外の施設のそれぞれの数と利用状況を伺います。
美甘こども家庭センター長	宿泊型で申し上げます。市内で申し上げますと西埼玉中央病院、松田母子クリニック、峰の坂産婦人科、助産院もりあねがございます。 市外につきましては、イムス富士見総合病院そして今年度からメディカルパーク入間が追加となっております。利用状況は宿泊型で申し上げますと、今年度につきましては峰の坂産婦人科が一番多く、次に松田母子クリニックといった状況となっております。
斉藤かおり委員	産後1年間の利用期間で出産してすぐの人が多いのか、1年近くの人が多いのか大体で結構ですので伺います。また今、亀山委員が質疑した市内4か所、市外2か所ということですが、助産院や病院の負担はどのような感じなのか、数が多いから大変ということではなく、もっとウェルカムという感じなのか、そのあたりの感覚を伺います。

美甘こども家
庭センター長

まず、宿泊型につきましては比較的出生後すぐの利用が多い状況となっております。またデイサービス型につきましては、1年という期間の中でお出掛けができるようになったくらいから1年たつまでの間のところでお使いになっている方が多いように思っております。訪問型については今年始まったばかりですが、出産直後の授乳に関するトラブルなどの部分で利用したいという方が多いと感じております。

病院の負担については、特に産後ケア事業が負担ですというお話は聞いておりません。どちらかといえば利用を促していただきたいと聞いております。

長岡恵子委員

今回のこの増額ですが当初予算が約1,656万円から3,168万9,000円とほぼ倍の増額の補正が組まれておりますが、このように産後ケアの需要が拡大した要因について市はどのように分析されているのでしょうか。

単に市民への認知度が上がったためということではなく、身近に頼れる親族がいないといったことであったり、核家族世帯の増加や誰にも相談できずに不安を抱え込む孤立育児、産後うつリスクの増大といった深刻な現代の子育て世代の孤立状況が背景にあるのではないかと思います。本市における産婦の現状に対する認識を伺います。

美甘こども家

利用が増えたことの要因ですけれども、一番大きい理由としましては、

庭センター長

今年度、住民税課税世帯に対しまして新たに助成の拡充をしたところになります。そのことによりまして、経済的負担軽減がなされ、利用が増えていっていると思っております。確かに出産後の保護者の負担が大きくなっているかとも思いますし、育児に対しての不安を抱えている方ももちろん多いのですが、そういったことを産後ケア事業だけでなく、妊娠期からの切れ目のない様々な事業と地区担当保健師のきめ細やかな丁寧な支援でカバーしていると思っております。

矢作いづみ委員

今、市民税課税世帯も対象にしたということで、非課税世帯と課税世帯で自己負担額に違いがあるのでしょうか。

また、分かればで構いませんが、利用されている方の実績で非課税世帯と課税世帯の割合を伺います。

美甘こども家庭センター長

まず負担の金額ですが、宿泊型のみ課税世帯に対して助成事業を実施していますが、宿泊型で申し上げますと課税世帯が1日あたり3,500円、生活保護世帯や非課税世帯であれば1日当たり1,750円となっております。割合については今、手元に資料がございません。

休憩（午後4時8分）

（説明員交代）

再開（午後4時9分）

(健康推進部)

【補足説明】 な し

【質 疑】

斎藤由紀委員

相談支援に係る対応を不服とした損害賠償を求める訴えがあり、第二審が終了したとのことですが、もう少し詳細な説明をお願いします。

小野寺健康管
理課主幹

相談内容の細かいところに触れてしまうところがありますので、なかなか訴えられている内容については答弁するのは難しいところではありますが、令和7年3月26日に原告が相談業務の即時実施および精神的苦痛による損害賠償請求を求めた訴訟でございます。

裁判の判決では、一審、二審ともに市は可能な限り相談対応を行っており、違法な対応や法的義務違反は認められないとして市の主張を認めているような状況でございます。

松本明信委員
長

以上で健康推進部所管部分の質疑を終了といたします。

質疑の途中ではありますが、本日の審査はここまでといたします。

明9月8日は市民文教常任委員会の審査終了後に予算常任委員会を開き、引き続き議案第85号の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

散 会（午後4時12分）

予 算 常 任 委 員 会

令和 8 年 9 月 7 日 (月)

開 会 午前 ・ 午後 1 時 1 0 分
散 会 午前 ・ 午後 4 時 1 2 分
場 所 全員協議会室

委 員 長	松 本 明 信	✓
副 委 員 長	斎 藤 由 紀	✓
委 員	斉 藤 かおり	✓
〃	長 岡 恵 子	✓
〃	花 岡 健 太	✓
〃	矢 作 いづみ	✓
〃	長谷川 礼 奈	✓
〃	大 石 健 一	✓
〃	亀 山 恭 子	✓
〃	福 原 浩 昭	✓
〃	青 木 利 幸	✓
〃	入 沢 豊	✓

議 長	粕 谷 不 二 夫	
-----	-----------	--

●出席表

【予算常任委員会】 令和8年9月7日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
危機管理監		危機管理監	青木 一圭
危機管理室		参事	三上 佳明
危機管理室		主査	上田 真義
経営企画部		部長	市川 勝也
経営企画部		次長	並木 茂幸
経営企画部		参事	齋藤 伸宏
経営企画部	経営企画課	主幹	田島 幸雄
経営企画部	経営企画課	主任	星野 啓
市民部		部長	大出 久美
市民部		次長	佐藤 尊之
市民部		次長	山屋 貴裕
市民部	文化芸術振興課	課長	河西 秀樹
市民部	文化芸術振興課	主査	淵江 祐太
市民部	文化芸術振興課	主査	窪地 康幸
市民部	並木まちづくりセンター	センター長	吉永 寿久
市民部	市民課	課長	青木 穂高
市民部	市民課	主幹	長谷川 なおみ
市民部	市民課	主幹	中尾 麻衣子
市民部	市民課	主査	窪添 俊雄
市民部	市民課	主任	並木 教至
市民部	防犯交通安全課	課長	長谷川 力
市民部	防犯交通安全課	主幹	佐藤 征逸
市民部	防犯交通安全課	主査	佐藤 行伸
福祉部		部長	瀧澤 恵
福祉部		次長	大舘 寿貴
福祉部	生活福祉課	課長	加賀屋 浩介
福祉部	生活福祉課	主幹	三宅 大輔
福祉部	生活福祉課	副主幹	大塚 晃司

福祉部	高齢者支援課	課長	溝井 光正
福祉部	高齢者支援課	主査	井上 悟史
福祉部		参事	田中 綾子
福祉部	介護保険課	主幹	肥沼 孝則
福祉部	介護保険課	主査	長浜 康仁
こども未来部		部長	草薨 秀夫
こども未来部		次長	松井 優子
こども未来部	こども福祉課	課長	藤澤 祐介
こども未来部	こども福祉課	副主幹	宮武 寛
こども未来部	こども福祉課	主査	大久保 順子
こども未来部	青少年課	課長	粕谷 紀夫
こども未来部	青少年課	主査	松田 サヤカ
こども未来部	青少年課	主査	矢部 みどり
こども未来部	青少年課	主査	菊地 恭平
こども未来部	こども家庭センター	センター長	美甘 有利恵
こども未来部	こども家庭センター	主幹	矢野 康子
こども未来部	こども家庭センター	主査	岩本 和幸
健康推進部		部長	小山 貴之
健康推進部		次長	近藤 真希
健康推進部	国民健康保険課	課長	遠藤 康代
健康推進部	国民健康保険課	主幹	野島 博行
健康推進部	国民健康保険課	主査	敦賀 直幸
健康推進部	国民健康保険課	主査	九川 雄大朗
健康推進部	保健センター	次長	糟谷 苗美
健康推進部	保健センター健康管理課	課長	一色 義直
健康推進部	保健センター健康管理課	主幹	小野寺 健
健康推進部	保健センター健康管理課	主幹	千葉 喜文
健康推進部	保健センター健康管理課	主査	守谷 茂樹
健康推進部	保健センター健康管理課	主査	飯塚 奈津子
街づくり計画部		部長	高野 淳
街づくり計画部		次長	沼倉 貴雄
街づくり計画部	狭山ヶ丘区画整理事務所	課長	宮崎 智弘
街づくり計画部	狭山ヶ丘区画整理事務所	主幹	郡山 馨
街づくり計画部	狭山ヶ丘区画整理事務所	主査	森田 惇

議会事務局			
部局	課	職名	氏名
議会事務局		主査	山玉 和男
議会事務局		主任	入江 亮
議会事務局		主任	田中 璃沙